

第 章 保健管理センター

1 . 理念・目的

保健管理センターは、主に学生の健康について一元的に管理することを目的とした部署として、昭和 48(1973)年 4 月 1 日に開所した。その後、各種健康診断による健康管理のみにとどまらず、大学構成員の自発的な健康増進に寄与する情報提供、啓発活動も充実する方向へ進んでいる。

国立大学の法人化後は、保健管理センターの設置を義務付ける法律上の規定はなくなったが、労働安全衛生法への対応をはじめとして、増え続ける「うつ」等に代表される精神的な不調に対するケアの重要性の高まりなど、保健管理センターが担うべき問題は山積している。

保健管理センターは、大学構成員の身体的・精神的健康のみならず、大学内の安全管理や感染症流行などに対する危機管理を含め、総合的に安全・衛生管理を行う部署としての役割を期待されていると考えている。

2 . 現状

(1) 組織

保健管理センターは、以下の職員にて構成されている。

- ・ 所長
- ・ 保健管理医及び学校医（非常勤 2 名）
- ・ カウンセラー
- ・ 看護師

現在、保健管理医は所長が兼務している。カウンセリングは、学内で教員兼務として 1 名が随時、また外部非常勤カウンセラー 2 名が各々週 3 時間を担当している。

看護師は常勤 1 名、非常勤 1 名、事務管理は学生支援課（厚生担当）が行っている。

(2) 施設・設備

大学管理棟内の一角を占め、診察室、学生相談室、男女静養室各 1 室、フィットネス室、管理医室、所長室、看護婦室、研究室からなる。また、以下の機器を備えている。

超音波断層診断装置、多機能心電計、自動身長体重計、自動血圧計、自動視力計、トレッドミル、ローイングマシン、ボディソニック、全身電動マッサージ機、エアロバイク、超低温フリーザー

また、心肺蘇生訓練用マネキン 7 体及び健康に関する各種ビデオを揃え、学生の教育、実習などに使用している。

・保健管理センター

(3) 教育研究及びそれに関連する諸活動

保健管理センターの業務を説明する。

大学構成員の日常の健康管理：毎日、原則として午前8時30分より午後5時15分までセンターを開き、体調不良、ケガなどに即応して応急処置を行っている。時間外の対応も必要に応じて行う。さらに、センターで対処できない事例に関しては、そのケースに応じて適当な他の医療機関に紹介している。

定期健康診断：学部学生及び大学院学生の健康診断は、4月に、内科診察、身体計測、血圧測定、尿検査、胸部X線検査を項目として、講義に支障がないよう前期授業開始前の日程とするなどの配慮をし、実施している。特に新入1回生については、上記項目に加え、4月に心電図検査、10月に末梢血液、血液生化学検査を実施し、大学在学4年間の健康指導の基礎資料としている。

教職員の健康診断：春、秋の学生健診の際に合わせて行っている。項目として、学生に対するものに加え、聴力検査、上部消化管X線検査、便潜血検査が行われている。なお、学外での人間ドック受診者については、保健管理センターにおける検査は省略されている。

その他の特別健康診断：法令に定められた健診を対象者に実施している。

学生相談・カウンセリング：心身の不調に対する相談は、所長（管理医）が随時担当している。学内には現在1名の教員兼務カウンセラーが委嘱されており、学生の相談内容に応じて随時対応している。学外の非常勤カウンセラー2名が、原則として木曜の午前・午後3時間ずつのカウンセリングを担当している。学生からの申し込みについては、直接の来所、電話、FAX、e-mail 以外に、学内に2箇所の申込箱を設置し、学生のプライバシーの保護に十分配慮している

健康増進のための啓発活動：自己健康管理習慣を身につけてもらうため、自動身長体重計、視力計、体脂肪計、自動血圧計を設置し、自由な測定が可能な環境を整えている。また、自動全身マッサージ機、ボディソニック他、フィットネスマシン類も心身のリラクゼーションのために随時利用可能となっている。

その他：入試、大学祭をはじめとする、大学の各種行事にも深く関与している。また所長は、附属校園における学校保健委員会への出席、保護者への講演、救命救急実習など、学校保健活動を補助する活動を行っている。

次に、教育・研究に関する活動について述べる。

教育：現在、所長（管理医・教授）が、学部からの委嘱のもとに3科目の専門科目（救急処置と看護法、病弱児の心理と医学・病弱児の障害と発達、健康教育）と1科目の

教養科目（健康とライフスタイル）の講義を担当している。また、学生・教職員を対象とした講演会や救命救急実習を随時行っている。入学時オリエンテーションでは、アルコールパッチテストを用いたアルコール急性中毒予防の教育を毎年行っている。

研究：基礎実験研究を保健管理センターとして独自に行うのは、業務内容とスタッフ数からまず不可能であるが、全国保健管理協会、国立大学法人保健管理施設協議会の調査・研究活動に協力している。

（４）地域社会への貢献や連携活動

本来の保健管理センター業務自体は、地域社会に開かれた形にはできない。

ならやまオープンセミナーの一環として、健康問題に関する公開講座を、所長が講演者となって毎年10月末に一般市民を対象に行っている。

平成19(2007)年度は麻疹の流行を認めたため、1週間の全学休講措置を余儀なくされた。この際、奈良市保健所、奈良県医師会、奈良県薬務課、地域医療機関・検査機関との連携を密にして積極的に抗体検査、予防接種の実施・勧奨を行い、学内での患者の発生を3名にとどめることができた。今後も、このような連携は常に必要であると思われる。

（５）情報公開、広報・ニュース発行等

毎年2回、4月及び10月に『保健センター便り』（資料4-1）を発行し、様々な情報提供を行っている。平成19(2007)年10月で第50号である。また、保健管理センターホームページを平成18(2006)年度から開設している。このホームページ上で、現在まで発行された保健センター便りをPDFファイルにより閲覧できるよう、順次作業中である。

（URL：<http://www.nara-edu.ac.jp/ADMIN/HOKENKANRI/homepagetayori.htm>）

また、保健管理センター掲示板では、重要な連絡事項の他、様々な健康に関するポスターを掲示して、健康教育に資するようこころがけている。

3．自己評価と改善の方策

現在の保健管理センターには、管理医を兼ねる所長と、看護師2名（うち1名は非常勤）が勤務している。事務面は、学生支援課による全面的な支援を受けており、運営上の問題はない。平成12(2000)年6月1日より、春季健康診断結果に基づいた診断書の自動発行を行っている。また、健診データをコンピューターで一元管理するようになり、国立大学等保健管理施設協議会において作成する『学生の健康白書2000』（資料4-2）、『学生の健康白書2005』（資料4-3）へのデータ提供も大過なく行うことができた。医学部を持たない小規模な大学における保健管理センターとして、小回りの効く特徴を生かしていると考えている。

一方、運営予算の厳しさから、高額の医療機器の充実やスタッフの増員は図り難いため、健康診断に伴う各種検査は、外部委託の方向に向かっている。平成12(2000)年度より、未

梢血液検査、血液生化学検査の際の採血、検尿等の外部委託を開始した。また、従来健康診断で使用していた胸部X線撮影装置も老朽化のため撤去し、平成13(2001)年度から外部委託としている。胸部X線撮影装置の撤去に伴い、旧レントゲン室にフィットネス関連機器を設置している。健康診断時の利便性を確保するため、より広いスペースで行うこととし、平成18(2006)年度から学生会館を利用している。健康診断の動線(人の移動の流れ)の確保などで大きな改善がみられたが、本来の保健管理施設ではないため、様々な障害も生じている。将来的には現施設の補修・改装を念頭に置く必要がある。

いずれにせよ、診療所業務のような実際の医療行為を充実させることは、予算・運営面から非現実的であるから、適切な医療機関を紹介する、プライマリーケア(primary care)を行う部署としての性格を強めていく必要がある。また、予防医学・健康医学の面からの啓発活動も、講義だけにとどまらず、積極的に行っていくべきであると考えている。地域社会への寄与という観点からは、公開講座を積極的に継続していく必要がある。『保健センター便り』は学生全員に配布し、その内容も充実していると考えているが、学生はほとんど目を通していない現状がある。その点は指導し、改善していく必要があると思われる。

メンタルヘルスに対する取組も、さらに充実させる必要がある。潜在的に精神的に問題を持つ学生は年々増加傾向にあり、健康相談やカウンセリングに対して、学生がどの程度理解し、抵抗なく利用できるようにしていくかは大変重要なことである。現在、カウンセリングの件数ははっきりと増加しており、現有のスタッフで対処していくことに不安を感じている。学内の教員兼務のカウンセラーは、退職などに伴って減少しており、来年度には現状のままではゼロになる。一方、相談者のニーズとして、教員兼務のカウンセラーは避ける傾向があり、現在所長が抱える相談者の数が増えている。潜在的なカウンセリングのニーズは高いと考えているが、積極的に来所を促すだけの十分な体制であるとは思っていない。理想的にはセンター内に常勤のカウンセラーを置くことであり、学生の要請に即応できる環境を作るために、将来的な大きな課題と考えているが、問題は財政面にある。

また、夜間に大学院が開講されており、その健康管理サービスについても一定の配慮が必要であるが、保健管理センター開所時間の延長は、現状では難しい。

教職員の健康管理については、保険者に義務付けられる特定健診・特定保健指導の平成20(2008)年度からの開始が目の前に迫っている。その実施形態と保健管理センターの関わり方がまだ見えていないが、今まで行ってきた健康診断どの様に整合性をとっていくのかは大きな問題である。

4 . 中期目標・中期計画との関係とその成果

-1-(4) : 学生への支援に関する目標

本学の中期計画のうち「メンタルヘルス、セクシュアルハラスメント等学生の人権に配慮した取り組みを促進する。」「生活相談及びカウンセリングに対する体制を充実させる。」という部分が、特に保健管理センターの関与するところであるが、上述の如く、カウンセリング体制の充実のためには、相談を受け入れることのできるマンパワーが必要である。

メールによる相談も大変増えており、所長は随時対応しているが、限界も感じつつある。現在、おろそかになっていることはないが、学外カウンセラーは、原則として木曜日に限られているため、学生のニーズに十分応えきれていないことは否めない。

-2：安全管理に関する目標

法人化後、国立大学が労働安全衛生法に依拠することとなり、センター所長は産業医を、常勤看護師はその保健師資格をもって衛生管理者を委嘱されている。職場巡視等も行い、安全衛生委員会において、大学の安全管理にも深く関係することとなった。しかし、現在は保健管理センターの業務としてではなく、あくまでも産業医、衛生管理者としての業務として捉えられている。

一部の国立大学法人では、総合安全衛生機構、安全・保健センターなど、安全衛生管理を一元化する組織を立ち上げている。理念・目的にも述べたが、実際上の業務を同じスタッフが担っている以上、本学においても何らかの組織編成を考える必要がある。

5．資料一覧

資料4 - 1：『保健センター便り』（平成19年10月現在、第50号まで発行）奈良教育大学
保健管理センター発行

資料4 - 2：『学生の健康白書2000』国立大学等保健管理施設協議会発行

資料4 - 3：『学生の健康白書2005』国立大学等保健管理施設協議会発行

・保健管理センター